

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）  
 附則第三条による改正（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号））

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条中地方税法施行規則第十七号の二様式別表の改正規定</p> <p>平成二十七年十月一日</p> <p>三 略</p> <p>四 第一条中地方税法施行規則第十八号様式の表及び同様式記載心得の改正規定並びに次条第七項の規定 平成二十九年一月一日</p> <p>(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 6 略</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条中地方税法施行規則第十七号の二様式別表の改正規定及び次条第七項の規定 平成二十七年十月一日</p> <p>三 略</p> <p>四 第一条中地方税法施行規則第十八号様式の表及び同様式記載心得の改正規定並びに次条第八項の規定 平成二十九年一月一日</p> <p>(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 6 略</p> <p>7 新規則第十七号の二様式別表は、平成二十八年十月一日以後に法第三百十七条の六第四項の規定により提出する同項に規定する公的年金等支払報告書について適用し、同日前に同項の規定により提出した同項に規定する公的年金等支払報告書については、なお従前の例による。</p>

7|  
5|  
11|  
略

8|  
5|  
12|  
略